

# 高額介護サービス費、食費・居住費の負担限度額が見直されます

☎ 保険環境課 医療介護保険係  
福岡県介護保険広域連合 事業課給付係

☎ 65・1097  
☎ 092・981・9073

## ■ 高額介護サービス費の負担限度額

医療保険制度の高額療養制度に合わせ、一定年収以上の高所得者（本人または同一世帯に課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上の 65 歳以上の方がいる場合は、月々の負担の上限額が引き上げられることになりました。11 月振込分（8 月利用分）の「高額介護（予防）サービス費」払い戻しから反映されます。



## ■ 食費・居住費の負担限度額

介護保険法関係法令の改正により、令和 3 年 8 月 1 日から、市町村民税世帯非課税で介護保険施設に入所の方やショートステイ利用の方の食費・居住費の助成制度（補足給付）が一部変更となります。

(1) 認定要件である預貯金額が変わります

	令和 3 年 7 月まで	見直し後（令和 3 年 8 月～）
年金収入等 ※ 80 万円以下 （第 2 段階）	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
年金収入等 ※ 80 万円超 120 万円以下 （第 3 段階①）		単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
年金収入等 ※ 120 万円以上 （第 3 段階②）		単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※公的年金収入額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

(2) 食費（日額）の負担限度額が変わります

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和 3 年 7 月まで	見直し後（令和 3 年 8 月～）	令和 3 年 7 月まで	見直し後（令和 3 年 8 月～）
年金収入等 ※ 80 万円以下 （第 2 段階）	390 円	390 円	390 円	<u>600 円</u>
年金収入等 ※ 80 万円超 120 万円以下 （第 3 段階①）	650 円	650 円	650 円	<u>1,000 円</u>
年金収入等 ※ 120 万円以上 （第 3 段階②）	650 円	<u>1,360 円</u>	650 円	<u>1,300 円</u>

※居住費の負担限度額に変更はありません